

★6月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

雇用調整助成金 拡充のお知らせ

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。
6月30日まで新型コロナウイルスに対応した緊急対応期間となっております。
下記の点が拡充されておりますので、お知らせします(令和2年5月15日時点)

①都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、
休業手当全体の助成率を100%にする

休業要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

- 都道府県対策本部長が行う要請により休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
- 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率が60%以上の場合に限る)

②要請を受けていなくても、休業手当について60%を超えて支給する場合には、
助成率を100%とする

小学校休業等対応助成金のお知らせ

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります。

- *新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
- *新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

助成内容:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(8,330円を上限とする)

**その他、助成金支給内容及び申請書等が変更される場合がありますので、
随時、厚生労働省HPで確認してください。**

全国安全週間

令和2年度、全国安全週間が6月を準備期間として7月1日より7日まで実施されます。
ポスターを配布しますので、掲示をお願い致します!



★令和2年6月の営業土曜日は
以下のとおりです。

6日(土)	休
13日(土)	休
20日(土)	休
27日(土)	休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

